

沖縄こどもの国 クリスマス関連イベント施設貸出し事業に関する 公募型プロポーザル実施要領

1. 事業目的

沖縄こどもの国（以後「財団」という。）は、「人づくり」、「環境づくり」、「沖縄の未来づくり」を基本理念に、沖縄の未来を担うこども達が、新しい時代を築いていく知恵・感性・創造力を育む人材育成施設として市内外の人々から親しまれております。

当施設は、12月25日のクリスマスを含む週においては、毎年約5万人もの来園者で賑わいをみせ、当施設の一大イベントとしてこれまで開催しております。

そこで、当施設を借用し、当財団の理念に則り、こども達が夢と希望を抱くことができるイベントを開催することを目的として、当該業務の実施に関する企画提案を募集し、借用先の候補者を選定します。

2. 公募の概要

- | | |
|---|---|
| 1) 事業名称 | 沖縄こどもの国クリスマスイベント施設貸出し事業 |
| (2) 公募の期間・方法 | 2026年7月25日（土）～8月7日（金）
財団 HP |
| (3) 基本協定書締結期間 | 2026年9月16日～2027年1月31日 |
| (4) イベント実施期間 | 仕様書のとおり |
| (5) 公募の決定方法 | 複数の公募参加があった場合は公募型プロポーザルを行う。
公募参加が1社の場合は提出書類審査のうえ決定となる。 |
| (6) 施設使用料 | 財団へ11,000,000円を支払う |
| (7) 入場料収入の配分 | 仕様書のとおり |
| (8) 業務の分担及び経費 | 仕様書のとおり |
| (9) 公募により決定された業者は、他社に業務を委託・発注する際、沖縄市の経済活性化の為、特別な場合を除いては原則、沖縄市内に本社を有する業者を選定すること。
なお、選定された者は本事業に関する業務（事業予算）の50%以上を他の同一の者に委託、又は請け負わせてはならない。 | |
| (10) 提出した応募に関する資料の返却はしない。 | |

3. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- (1) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (2) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (3) 沖縄県に本社又は営業所があること。

4. 工 程 表

公募開始及び実施要領配付期間	2026 年 7 月 25 日（土）～8 月 7 日（金）
説 明 会	2026 年 7 月 31 日（金）14 時 00 分～
提案書類の提出期限	2026 年 8 月 7 日（金）
【複数の公募参加希望があった場合】	
プレゼンテーションの実施	2026 年 8 月 14 日（金）
結果通知	2026 年 8 月 21 日（金）
協定書の締結	2026 年 9 月 1 日（火）

5. 説 明 会

- (1) 説明会に参加するものは、2026 年 7 月 30 日（木）までに、電話で予約すること。
※ 参加希望者がなければ、説明会はいきません。
- (2) 日 時 ： 2026 年 7 月 31 日（金）14 時 00 分～
場 所 ： 沖縄こどもの国 チルドレンズセンター地下 1 階 研修室
※ 当日は現場視察も行います。

6. 企画提案書類の提出

- (1) 「3. 参加資格」に記載された条件を満たす参加者は、以下のとおり参加申請書、企画提案書を提出すること。
 - ア. 参加申請書(様式 1)
 - イ. 企画提案書（記載事項は、別添の仕様書に基づき、次の項目について記載すること。）※様式自由
 - ・イベントのコンセプト
 - ・イベントのテーマと内容の構成
 - ・宣伝・告知の方法
 - ・チケットの販売方法
 - ・安全管理体制及び通常時、緊急時の連絡体制

7. 審査及び選定方法

- (1) 複数の公募参加があった場合は公募型プロポーザルを行う。公募参加が 1 社のみの場合は書類審査のうえ決定となる。
- (2) 公募型プロポーザルを行う場合は公益財団法人沖縄こどもの国、園長・副園長、アドバイザー、経営企画局(局長、参事)、動物園創造局(局長)、施設管理局（局長、主幹）で構成する選考委員会を設置し、最も優秀であると認められた 1 社を選定する。
- (3) プレゼンテーションの実施
 - ア. 実施日時 ： 2026 年 8 月 14 日（金）

※ 時間については、実施 1 週間前までに連絡

イ. 場 所 : 沖縄こどもの国 地下 1 階研修室

ウ. 所要時間 : 1 社あたり 30 分 (説明 20 分・質疑 10 分)

(4) 審査結果の通知は、2026 年 8 月 21 日、提案書類提出者全員に様式 1 号に記載されている電話番号宛てに通知する。

9. 欠格事由

(1) 下記のイ～ホに該当する場合

イ 役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 提出書類に不備、偽りがあった場合

【問い合わせ先】

公益財団法人沖縄こどもの国

施設管理局 大宜見こずえ

電話 098-933-4190

FAX098-932-1634